

事業者の皆様へ

経営者保証改革プログラム

～個人保証に依存しない融資慣行の確立に向けた取組み～

経営者保証改革プログラムに基づく新たな経営者保証に関する取組みが、
2023年4月1日よりスタートします。



「経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けた施策」について、

詳しくは金融庁ウェブサイトをご確認ください。

https://www.fsa.go.jp/policy/hoshou_jirei/index.html

Q5

金融機関の取組方針はどんな内容なの？

金融機関の経営者保証に対する考え方を示したものです

金融機関の意識改革を進めるため、金融機関のホームページ等において、「経営者保証に関するガイドラインを浸透・定着させるための取組方針」を公表するよう要請しました。

金融担当大臣名で以下の内容を金融機関に要請しています

- ① 民間金融機関は、「経営者保証に関するガイドラインを融資慣行として浸透・定着させるための取組方針等」について、経営陣を交えて議論し、対外公表すること。
- ② 事業者とよりよい信頼関係を築くためのコミュニケーションツールとして利用できる内容となるよう、「具体的かつわかりやすい記載で「見える化」すること。
- ③ 取組方針等に沿った運用が行われるよう営業現場まで浸透させること。

事業者の方も金融機関の方針が確認できるようになります

取組方針を通じて金融機関とコミュニケーションをとることが可能になります

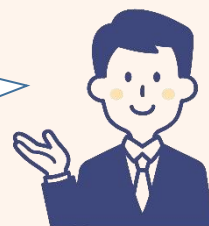
今後は各金融機関が経営者保証に対する考え方や取組方針を公表します。事業者の皆様も金融機関のホームページ等で取組方針を確認できるようになります。

※金融機関によって、取組方針の公表タイミングは異なります



ホームページで御行の取組方針を見たけれど、●●という方針なのだね。知らなかったよ。私の経営者保証はどうなるか教えてもらえるかな。

以前は■ ■という方針でしたが、今回、「経営陣を交えて議論を行った結果、方針は● ●になりました。」そのため、御社が▲ ▲を充足すれば、今後は経営者保証なく借入ができる可能性が高まります。



経営者保証に関する情報提供はこちらにお電話ください

経営者保証ホットライン（平日10時～17時）

☎ 0570-067755

※ホットラインの利用者の皆様と金融機関との間の個別トラブルについて、お話を伺った上で、他機関の紹介や論点の整理などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介・調停を行うことは出来ませんので、あらかじめご了承ください。

Q3

事業者・保証人は何をすればいいの？

金融機関に保証契約が必要な理由をお尋ねください

経営者保証解除に向けた対応を検討することができるようになります

- 改正後の監督指針では、保証契約を締結する際に、保証契約の必要性等について、事業者や保証人により詳細に説明することを金融機関に求めています。
- 新規融資契約時等に保証契約を締結する際は、なぜ保証契約が必要なのか、どうすれば保証契約の変更・解除の可能性が高まるかを金融機関にお尋ねください。

経営者保証を解除するための要件は理解したが、
具体的に何をすればいいかわからない

金融機関から、経営者保証の必要性等に関
する詳細な説明がなかった

「中小企業活性化協議会」では、収益力等の改善支援に向けた取り組みを行っています。

詳しくは、お取引の金融機関、もしくは各都道府県の中小企業活性化協議会にご相談下さい。

(中小企業活性化協議会ホームページ)



<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/saisei/index.html>

- 金融機関から適切な説明がない
- 保証の解除をお願いしても真剣に聞いてくれない

等の情報がございましたら、金融庁の専用相談窓口にご相談下さい。

【経営者保証ホットライン】

☎：0570-067755

受付時間：平日 10 時～17 時

※金融機関との個別トラブルについて、あっせん・仲介・調停を行うことはできませんので、あらかじめご了承ください。

Q4

金融機関の対応が厳しくならないか心配

貸し渋り・貸し剥がしを行わないように要請しています

- 万が一、貸し渋りや貸し剥がしの対応を受けた、そのように誤解を生じさせる発言が金融機関からあった場合は、上記の経営者保証ホットライン※にご相談下さい。
- なお、今回の監督指針の改正は経営者保証を制限する趣旨ではありません。そのため、個人保証の要否については、引き続き各金融機関の判断によります。

※金融機関との個別トラブルについて、あっせん・仲介・調停を行うことはできませんので、あらかじめご了承ください。

Q1 経営者保証改革プログラムで何が変わるの？

- 金融機関が経営者等と保証契約を締結する際の監督を強化 ⇒Q2～Q4 参照
- 金融庁に経営者保証に関する相談窓口「経営者保証ホットライン」を設置 ⇒Q3 参照
- 金融機関の意識改革に向けた経営者保証に関する取組方針の公表 ⇒Q5 参照

Q2 保証契約を締結する際に何が変わるの？

保証契約を締結する際の金融機関の対応が変わります

金融機関は経営者保証の必要性等について詳細な説明が必要になります

経営者等との間で保証契約を締結する場合には、保証契約の必要性等について、「経営者保証に関するガイドライン※」に基づき主債務者と保証人に対して、個別具体的に以下の説明をすることを金融機関に求めています。

- どの部分が十分ではないために保証契約が必要となるのか
- どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか

※中小企業・経営者・金融機関の自主的ルールで、法的拘束力はないものの、自発的に尊重し、遵守することが期待されています。

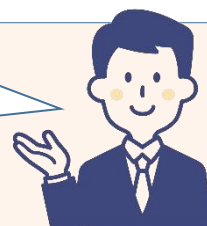


今回、新規融資を受けるにあたり、なぜ経営者保証が必要になるのか教えてもらえるかな。

「経営者保証に関するガイドライン」には、中小企業者が、以下の要件を将来に亘って充足できると見込まれる場合には、経営者保証を求めない可能性がある旨、記載がされております。

1. 法人個人の一体性の解消、
2. 財務基盤の強化
3. 財務状況の適時適切な情報開示

御社においては、●●の要件が、不十分と考えられることから、経営者保証が必要となっております。なお、今後、要件充足の目処がたつと判断できた場合には、経営者保証の解除を検討することも可能です。



法人個人の一体性解消・・・社長個人の私的な飲食費を会社の経費としない、事業上必要のない法人から経営者への貸付は行わない。等
財務基盤の強化・・・借入について、法人のみの資産・収益力で返済が可能。等
財務状況の適時適切な情報開示・・・取引金融機関に試算表などを定期的に提出し、業況を報告している。等